

働き方改革を推進するための関係法律の施行日及び概要

栃木労働局雇用環境・均等室

※「働き方改革関連法」については、栃木労働局HPへアクセスしてください



内 容	法 律	概 要	施行日(日にちはすべて4月1日)					
			2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
時間外労働の上限規制	労働基準法	・36協定締結の上、1か月45時間、年360時間を原則。臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間以内、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)以内	大企業					
年次有給休暇の確実な取得		・使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与されている全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定の上取得させる	中小企業					
フレックスタイム制の拡大		・フレックスタイム制の「清算期間」を1か月から3か月に延長	全ての企業規模					
高度プロフェッショナル制度の新設		・自立的な働き方を希望する方々が高い収入を確保しながら、メリハリのある働き方をできるよう、本人の希望に応じた自由な働き方の選択肢を提供 ・健康確保措置を講じるとともに、対象者を限定	全ての企業規模					
勤務間インターバル(努力義務)	労働時間等設定改善法	・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間を確保	全ての企業規模					
労働時間の把握義務	労働安全衛生法	・すべての人の労働時間の状況を、客観的な方法その他適切な方法により把握	全ての企業規模					
産業医・産業保健機能の強化		・事業者から産業医への情報提供を充実・強化 ・産業医の活動と衛生委員会との関係を強化	全ての企業規模					
同一労働同一賃金の実現	労働契約法 パートタイム労働法 労働者派遣法	・同一企業内の正規と非正規との間の不合理な待遇差を解消するための規定の整備(「均等待遇規定」「均等待遇規定」をパート・有期・派遣で統一) ・労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 ・行政による助言指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規定をパート・有期・派遣で統一	大企業 中小企業 派遣事業					
中小企業の割増賃金率引き上げ	労働基準法	・月60時間超の時間外労働の割増賃金率を50%に引き上げ	中小企業					
時間外労働の上限規制(適用猶予の事業・業務)	労働基準法	・自動車運転業務、建設事業、医師等の業務について、施行5年後に上限規制を適用	※該当事業・業務で、全ての企業規模 ※					